

# 委任契約書

依頼者                      様を甲、受任弁護士法人                      を乙として、次のとおり、委任契約を締結する。

## 第1条（事件の表示）

甲は、乙に対して甲の個人再生申立を委任し、乙はこれを受任する。

## 第2条（乙の義務）

乙は、弁護士法に則り、誠実に委任事務の処理に当たるものとする。

## 第3条（弁護士報酬）

甲及び乙は、本件事件等に関する弁護士報酬につき、乙の弁護士報酬基準に定める下記のものを選択すること、及びその金額（消費税を含む）又は算定方法を合意する。

### ■着手金

#### ①着手金

300,000円（消費税等別）

但し、個人事業主又は法人代表者（過去3年以内に廃業又は代表でなくなった場合を含む）若しくは住宅資金特別条項を利用する場合は、350,000円（消費税等別）

②着手金の支払時期・方法は、特約なき場合は本件事件等の委任のときに一括払いするものとする。

### ■報酬金

①過払金が回収出来た場合、報酬金の金額は回収額の20%（消費税等別）とする。

②報酬金の支払時期は、本件事件等の処理の終了したときとし、相手方から過払金の返還があったときとする。

## 第4条（実費・預り金）

甲及び乙は、本件事件等に関する実費等につき、次のとおり合意する。

### ■実費

申立にかかる印紙代、郵券及び予納金（再生委員の報酬を含む）並びに訴訟時の印紙代及び郵券等の実費が発生した場合、甲が負担するものとする。但し、訴訟時の印紙代及び郵券等の実費については、乙は、相手方から返還を受けた過払金からこれを充当するものとする。

### ■通信費

1社につき、1,000円

#### □日当及び交通費

裁判所へ出廷する場合には、乙は、甲に対し、出廷1回につき、日当及び交通費として、金                    円を支払うものとする。

上記日当交通費の支払時期は、本件事件終了時とし、乙は、相手方から返還を受けた

過払金からこれを充当するものとする。

#### 第5条（過払金返還）

甲は、過払金等が発生する場合はその返還の内容及び交渉方法（和解もしくは訴訟）については乙に一任することとし、一切異議を申し立てない。

#### 第6条（受任範囲）

- 1 乙は、甲の個人再生申立に際して、申立に係る書類の作成、裁判所への提出及び出頭等を行うものとする。
- 2 甲が、業者から訴えられた場合において、乙に対応を依頼する時は別途報酬が発生するものとする。
- 3 乙は、債権者の調査の結果、個人再生から任意整理若しくは破産に変更する場合は、改めて甲と協議の上、再度契約を締結するものとする。

#### 第7条（事件処理の着手）

乙は、弁護士報酬及び実費等の支払いを受けた後、速やかに本件事件の処理に着手するものとする。

#### 第8条（信用情報）

乙は、甲に関する各種信用情報の登録に関し、甲に対していかなる責任を持たない。

#### 第9条（取引履歴）

業者からの取引履歴と甲の申告の時期が食い違う場合は、甲からの申告時期に明確な根拠がない場合は業者からの取引履歴によるものとする。

#### 第10条（記録等の帰属及び処分）

- 1 乙が本件事件等の処理のために作成した文書、電子データ、書類や記録のコピー等の権利は乙に帰属し、乙の判断で適宜破棄することができる。
- 2 乙は、本件事件等に関する職務に関して受け取った書類（お預かりした書類等）を、法定の保管期間である事件終了時から満3年を経過したときは、適宜破棄することができる。

#### 第11条（守秘義務）

乙は、甲以外からの問い合わせには原則として応じないものとする。

#### 第12条（本人特定事項の確認）

- 1 甲は、本件事件等の処理の依頼目的が犯罪収益移転に関わるものではないことを、表明し保証する。
- 2 前項の内容の確認等のため、乙が甲に対し、本人特定事項の確認のための書類を提示又は提出するよう請求した場合、甲はそれに応じなければならない。
- 3 甲は、前項により確認した本人特定事項に変更があった場合には、乙に対しその旨を通知する。

#### 第13条（契約の解除及び清算）

- 1 甲は、別紙「注意事項（個人再生）」の内容を承諾し遵守するとともに、甲がこれに違反した時、乙はただちに本契約を解除することができることとし、甲は着手金の支払い義務を負うものとする。

- 2 甲が乙に支払うべき金員を支払わない時は、乙は甲に対する金銭債務（過払金等）と相殺または事件等に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないでおくことができる。
- 3 甲が第3条及び第4条に記載した金員の支払いを分割払いとしている場合に、甲がその支払期限を2回以上徒過したときは、乙はただちに本契約を解除することができる。
- 4 乙は、甲と2週間以上連絡が取れなくなった場合は、乙の判断により預った金員（過払金を含む）を費用及び弁護士報酬に充当することができる。
- 5 乙は、以下のいずれかの事由が生じた時は、甲に対して弁護士報酬及び費用の全額を請求することができる。
  - ①甲が、乙の責めに帰することができない事由で乙を解任した時。
  - ②甲が、乙の同意なく依頼事件を終結させた時。
  - ③甲が、故意または重大な過失で乙の事件処理を不能にした時。
- 6 上記5以外の事由で本契約を解除する場合の清算基準は、本件事件の進行状況により下記のとおりとし、甲はこれの支払い義務を負うものとする。
  - ① 再生手続申立準備中 着手金の40%  
(ただし、受任通知を発送したにとどまった場合は、着手金の20%)
  - ② 再生手続申立済 着手金の80%
  - ③ 再生計画案提出済 着手金の100%

第14条（再生計画の認可決定）

本契約は、個人再生申立にかかるものであり、再生計画の認可決定等を確約するものではない。

第15条（管轄及び準拠法）

本契約にかかる紛争は福岡地方裁判所小倉支部を一審の専属管轄とし、日本法を準拠法とする。

第16条（特約）

本委任契約につき、甲及び乙は次のとおりの特約に合意した。

着手金 378,000 円、実費 25,000 円、通信費 13,000 円の合計 416,000 円を平成 30 年 11 月 30 日までに 55,000 円、平成 30 年 12 月 31 日までに 250,000 円、平成 31 年 1 月 31 日までに 55,000 円、平成 31 年 2 月 28 日までに 56,000 円を下記口座に振込む。

当事務所の口座

私は4回の分割をお願いした  
(12月がボーナス月)

(振込先)

西日本シティ銀行 [ ] (普通)

口座番号 [ ]

口座名義 弁護士法人 [ ] 弁護士 [ ]

別 紙

注意事項（個人再生）

1：借入れの申告については、すべての借入金を申告すること

- ① サラ金・クレジット・銀行・信用金庫・住宅ローン・親兄弟，知人等の個人的な借入れ・車のローン・奨学金・その他ローン・ヤミ金など
  - ② 保証人がついているもの・土地や建物に担保がついているもの・年金担保で借入をしたもの・クレジットカードやサラ金について，以前取引があったが現在は完済しているもの
  - ③ 他人の債務を保証しているもの
- ※ 借入れの一部を隠し，支払を続けると認可決定が取り消される可能性がありますので，注意してください。通帳などを確認し，他に借入れがないかどうか，必ず確認してください。

2：今後の注意点

- ① 今後，借入れをしないことはもちろん，返済もしないでください。
- ② 債務整理を行うと，金融業者の各信用情報に登録され，登録後はいかなる事由があろうともこれを削除できません。また，弁護士はこれに関して一切の責任を負えません。
- ③ 公共料金等の支払いにカード決済を利用している場合はただちに解約または変更してください。
- ④ 該当口座については，凍結及び強制的に弁済にかけられる可能性があるため口座振替や給与振り込みの口座にしている場合は速やかに変更するとともに残高の管理にご注意してください。
- ⑤ 夫婦や親兄弟といえども，保証人でない限り支払義務はありません。また支払義務のない者への請求は禁止されていますので，そのようなことがあった場合は，必ず当事務所までご連絡ください。
- ⑥ 当事務所に依頼後も，サラ金業者等から支払請求が来るようであれば，何らかの理由で債権者に受任通知が届いていないことが考えられるので直ちに当事務所までご連絡ください。
- ⑦ その他不明な点がある場合は，自分で判断せず，当事務所までご連絡ください。
- ⑧ ヤミ金融には絶対に手を出さないでください。
- ⑨ 当事務所に依頼後，ギャンブル（パチンコ，競馬，競艇等）や射幸行為（株取引，FX取引等）を行ったり，浪費によって財産を減少させる行為や特定の債権者への支払は，債務整理手続きの進行に重大な支障をきたしますので，上記行為が発覚した場合は，辞任理由にあたります。

### 3：当事務所への連絡について

- ① 当事務所から、あなたと債権者との取引について詳しく聞くために連絡することがあります。着信などがあつたら、時間のとれるときに必ず連絡してください。
- ② 当事務所から電話連絡（着信）や手紙による連絡をしているにも関わらず、2週間以上何の連絡もない場合には、辞任理由にあたります。特に注意してください。
- ③ 名前、住所、電話番号、携帯電話番号などが変更になった場合には、必ず当事務所までご連絡ください。
- ④ 入院や長期にわたって連絡が取れない状態になることが分かった場合は、事前に連絡してください。
- ⑤ 家族等に内密にされて事務処理を行う場合、サラ金業者の対応や連絡事由等で結果的に何らかの形で家族等に知れることがあります。また、当事務所が緊急と判断しかつ電話での連絡が取れない場合や電話での連絡が度重なって取れない場合は当事務所の判断で郵送による連絡を行います。当事務所では一切の責任を負いません。

### 4：債権者からあなたへの問い合わせについて

- ① 債権者から郵便物などが送られてきた場合は開封し、必ず当事務所までご連絡ください。
- ② 債権者からの電話などに対しては、次のように答えてください。  
「その件に関しては、フレア法律事務所に相談し、全てお任せすることになりましたので、直接お話することができません。そちらの法律事務所から通知が行くと思います。」
- ③ 裁判所から通知がきた場合は、直ちに当事務所までご連絡ください。

### 5：その他（不認可及び非減免債権について）

- ① 以下の事由に該当すると再生計画案の認可が下りないこともありますのでご注意ください。
  - ・再生手続又は再生計画に重大な法律違反があり、しかも、その不備を補正することができない場合
  - ・再生計画が遂行される見込みがない場合
  - ・再生計画の決議が不正な方法によるものである場合
  - ・再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反する場合
  - ・再生債務者が将来的に反復・継続して収入を得る見込みがない場合
  - ・債務総額（住宅ローンを除く）が5,000万円以上の場合
  - ・再生計画に基づく返済額が決められている最低返済額を下回っている場合
  - ・住宅資金特別条項を定める意思があるにもかかわらず、再生計画案の中にその事項が定められていない場合
  - ・再生債務者が給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しない場合（給与所得者等再生）

- ・可処分所得要件を満たさない場合（給与所得者等再生）
- ・免責許可決定確定日又は給与所得者等再生の認可決定確定日から7年を経過していない場合（給与所得者等再生）

② 以下の債権は非減免債権（債務が減らない）のでご注意ください。

- ・再生債務者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
  - ・再生債務者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権
  - ・再生債務者の扶養義務等に係る請求権
- ※租税債権や雇用関係に基づいて生じた使用人の請求権は、一般優先債権に該当し、再生計画によらずに随時弁済しなければならない。

以上の説明を受け、理解した上で同意し、甲乙は本契約を締結するものとする。

平成

甲（依頼者）

住所

氏名

乙（受任弁護士法人）